県 紋 章

群馬県報


つる舞う形の群馬県／上毛かるた

令和８年１１月４日（水）　第１０４４４号

■ 目　　次

ページ

告　　示

○家畜伝染病発生報告（農政課）　2
○豚熱まん延防止のための家畜等の移動等の制限（同）　2
○道路の区域変更（道路管理課）　2
○道路の供用開始（同）　3

公　　告

○土地改良区役員の退任の届出（農村整備課）　3
○開発工事の完了（建築課）　3

■ 告　　示

◎群馬県告示第２４６号

家畜伝染病予防法（昭和２６年法律第１６６号）第１３条第１項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生について届出があった。

令和８年１１月４日

群馬県知事　山　本　一　太

病名	畜種	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生年月日	発生場所
豚熱	豚	患畜	４頭	令和８年１０月１０日	渋川市
豚熱	豚	疑似患畜	約２，８００頭	令和８年１０月１０日	渋川市

◎群馬県告示第２４７号

豚熱のまん延を防止するため、家畜伝染病予防法（昭和２６年法律第１６６号）第３２条第１項及び群馬県家畜伝染病まん延防止規則（昭和２８年群馬県規則第４９号）第４条の規定により、次のとおり家畜等の区域外への移出を制限する。

令和８年１１月４日

群馬県知事　山　本　一　太

１　制限の内容

家畜、その死体及び物品の区域外への移出

２　制限の期間

令和８年１０月１０日から当分の間

３　制限の対象となる区域

知事が指定した区域

４　対象となる家畜、その死体又は物品の種類

(1) 対象となる家畜の種類

豚

(2) 対象となる死体の種類

豚の死体

(3) 対象となる物品の種類

豚熱の病原体を拡散するおそれがある物品

◎群馬県告示第２４８号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から１月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所におい

て一般の縦覧に供する。

令和８年１１月４日

群馬県知事　山　本　一　太

道路の種　類	路線名	区　　間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延　長メートル
一般国道	１４４号	吾妻郡嬬恋村大字大笹字塩ノ島１６５３番の３０地先から同郡同村大字同字同１６５３番の６地先まで	前	１２．５～２１．８	３１．２
			後	１２．５～２９．７	３１．２

◎群馬県告示第２４９号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から１月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和８年１１月４日

群馬県知事　山　本　一　太

道路の種　類	路線名	区　　間	供用開始の期日
県道	四ツ塚原之郷前橋線	前橋市田口町字砂山６９番の１地先から同市同字同９０番の１地先まで	令和８年１１月４日

■ 公　　告

土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第１８条第１８項の規定により次のとおり土地改良区役員の退任の届出があったので、同条第１９項の規定により公告する。

令和８年１１月４日

群馬県知事　山　本　一　太

土地改良区名	理事監事の別	区　分	役　員　氏　名	住　　所
大間々用水	理　事	退　任	竹村正雄	みどり市笠懸町鹿４８１７番地

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第２項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和８年１１月４日

群馬県知事　山　本　一　太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
１	邑楽郡千代田町大字赤岩字五ツ塚１１４３－３	邑楽郡千代田町大字赤岩１９２４番地の２４ 坂本得美
２	邑楽郡明和町梅原７９０－１、７９１－４、７９１－５	邑楽郡明和町新里６番地１　オライセレーノⅢ２０３ 福島七美、福島直樹

毎週火、金曜日発行

発　行　群　馬　県

群馬県前橋市大手町一丁目１番１号

電話　027-223-1111